（別紙）

令和５年度食品原材料調達リスク軽減対策事業実施規程（令和６年２月27日付け５新食第2780号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）承認）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　後 | 現　　　行 |
| 第１～第５　（略）  第６　補助対象要件等  （１）①ア、イ　（略）  ウ　別表１の第１のＡ又はＢの事業で支援する補助率は１/２とし、補助金の上限は１件当たり５億円、下限は100万円とする。  　　なお、別表１の第１のＡ及びＢの第２の補助対象経費の範囲に掲げる新商品の市販段階における原材料費（販売促進のための一定期間）の一時的経費の支援について、中堅事業者（資本金10億円未満又は従業員数２千人以下）、中小事業者については、補助率を１/２とし、それ以外の者については補助率を１/３とする。また、１件当たりの補助上限は上記とは別に１億円、下限は100万円とする。  エ　新商品の市販段階における原材料費支援については、小売製品の製造又は飲食店の調理等で使用される輸入小麦又はその加工品を輸入価格の高騰のおそれがなく、安定的調達が今後可能と見込まれる米、小麦又はその加工品に切り替えた分の原材料費に限る。  オ　新商品の市販段階における原材料費支援について、販売促進のための一定期間は２ヶ月間以内とする。ただし、連続する２ヶ月以内（定休日等を含む。）とする。  　　　②　（略）  （２）　（略）  第７～第20　（略）  別表１　補助対象経費の範囲等   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 第１  業務内容 | 第２  補助対象経費の範囲 | 第３  補助率 | | （略） | Ａの産地の支援に係る資材、機械、設備導入費や産地への生産作業補助のための社員等派遣旅費、産地への栽培技術指導のための専門家や篤農家の派遣謝金・旅費等  Ａ、Ｂの新商品開発費（試作品の原材料費、機械費、調査経費を含む。）、原材料切替等に伴う機械導入費、製造ラインの変更・増設費、食品表示変更に伴う包装資材の更新費（デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当数分の新包装資材分に限る。）、新商品PR費、新商品の市販段階における原材料費（販売促進のための一定期間分に限る。）等  ※　新商品の市販段階における原材料費の支援対象は、小売製品の製造又は飲食店の調理等で使用される輸入小麦又はその加工品を、安定的調達が今後可能と見込まれる米、小麦又はその加工品へ切り替えるものに限る。支援期間は、２ヶ月間以内とする。 | （略） |   別表２　補助対象経費の区分   |  |  | | --- | --- | | 別表１の第１のＡの事業で産地との連携のための取組に係るもの | | | 機械・設備費 | 食品製造事業者等が行う別表１の第１のＡのア～エ又はこれらに類する取組のため、生産から出荷までの範囲で産地で使用するもので、本事業のために使用される機械・設備の購入、製作に要する経費  ※１～７　（略） | | 消耗品費～外注費　（略） | |  |  |  | | --- | --- | | 別表１の第１のＡ又はＢの事業で食品製造事業者等の取組に係るもの | | | 機械装置・システム構築費～包装資材費 | （略） | | 原材料費 | 本事業の遂行のため必要な以下の食品原材料に要する経費  ➀　新商品開発に係る試作品の食品原材料  ➁　市販段階における販売促進期間の食品原材料  ➁については以下の要件を満たすものとする。  ※１　価格が高騰している輸入小麦から国産小麦や米又はこれらの加工品に切り替えた場合であって、開発した新商品を販売する場合の原材料費を補助対象とする。それ以外の輸入食品原材料は補助対象外とする。  ※２　販売促進期間は２ヶ月間とする。  ※３　切り替えに当たっては切り替えた差分のみ補助対象とする。切り替える量に補助要件はないが、切り替えではなく単純に 食品 原材料を追加する場合、また、輸入食品原材料の使用量減少分を超える国産食品原材料の増加分は「切り替えた差分」に当たらないため、補助対象としない。 |   補助対象にならない経費　（略）  別記様式第1号　（略）  別記様式第２号  課題提案書  年　月　日  株式会社日本能率協会コンサルティング  代表取締役　社長  小澤　勇夫　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名  下記のとおり事業を実施したいので、関係書類を添えて提出します。  記  １～３　（略）  ４（１）～（５）　（略）  ●該当事業者のみ  　（６）食品原材料調達リスク軽減対策事業実施規程第５の（１）の特認団体に該当する場合は、別記様式第１号「特認団体承認申請書」  別記様式第２号　別添１  事業計画書  事業実施主体の概要～事業の委託　（略）  １～４　（略）  ５　加点項目  以下、加点項目に該当があれば、該当箇所をチェック☑してください。  ①　（略）  ②　原材料切り替え又は国産原材料の取扱量の増加（取組Ａ・Ｂ）   |  |  | | --- | --- | | ア　農林漁業者との契約栽培など、産地と連携することとなっている | チェック　□ | | イ　一次加工業者の取組である | チェック　□ | | ウ　中小企業が共同利用できる国産農産物を洗浄、加工、保管する設備の導入である | チェック　□ | | エ　製粉・製麺メーカー等においては、乾燥設備の導入である | チェック　□ | | 上記ア～エの項目について、チェックした理由等をそれぞれ具体的に以下に記載ください。  ※　アについては、産地との連携について産地側の同意が得られている資料を提出ください。  ※　イについて、本事業での「一次加工業者」とは、食品の一次加工（原料に対する最初の加工段階を指し、農･畜産物などの原料を大きく変えず、その食品の性質を活かして物理的もしくは微生物的な処理・加工）を行う業者を指すこととしますので、ご留意ください。  （ア　・・・・　　イ　・・・・　等） | |   ③　（略）  ６　（略）  別記様式第２号　別添２　（略）  別記様式第２号　別添３  令和５年度　食品原材料調達リスク軽減対策事業  価格要件確認書  【注意事項】　（略）   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | （略） | 材料調達価格 | | | | | | （略） | | 過去、平成30年度～令和５年度の間の連続する任意の３年間の平均調達価格（円） | | | 直近1年間のうち任意の３か月の  平均調達価格（円） | | | | 年度  ※連続する３年間で入力 | 税抜金額（円）  ※値のみを入力「円」は不要 | 平均調達価格（税抜・円）  ※自動計算 | 対象期間 | 税抜金額（円）  ※値のみを入力「円」は不要 | 平均調達価格（税抜・円）  ※自動計算 | | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |   別記様式第２号　別添４～別添６　（略）  別記様式第３号～第12号　（略） | 第１～第５　（略）  第６　補助対象要件等  （１）①ア、イ　（略）  ウ　別表１の第１のＡ又はＢの事業で支援する補助率は１/２とし、補助金の上限は１件当たり５億円、下限は100万円とする。  　　なお、別表１の第１のＡ及びＢの第２の補助対象経費の範囲に掲げる新商品の市販段階における原材料費（販売促進のための一定期間）の一時的経費の支援（以下「原材料費支援」という。）について、中堅事業者（資本金10億円未満又は従業員数２千人以下）、中小事業者については、補助率を１/２とし、それ以外の者については補助率を１/３とする。また、１件当たりの補助上限は上記とは別に１億円、下限は100万円とする。  エ　原材料費支援については、小売製品の製造又は飲食店の調理等で使用される輸入小麦又はその加工品を輸入価格の高騰のおそれがなく、安定的調達が今後可能と見込まれる米、小麦又はその加工品に切り替えた分の原材料費に限る。  オ　新商品の市販段階における原材料費支援について、販売促進のための一定期間は２ヶ月間以内とする。ただし、連続する２ヶ月以内（定休日等を含む。）とする。  　　　②　（略）  （２）　（略）  第７～第20　（略）  別表１　補助対象経費の範囲等   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 第１  業務内容 | 第２  補助対象経費の範囲 | 第３  補助率 | | （略） | Ａの産地の支援に係る資材、機械、設備導入費や産地への生産作業補助のための社員等派遣旅費、産地への栽培技術指導のための専門家や篤農家の派遣謝金・旅費等  Ａ、Ｂの新商品開発費（試作品の原材料費、機械費、調査経費を含む。）、原材料切替等に伴う機械導入費、製造ラインの変更・増設費、食品表示変更に伴う包材資材の更新費（デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当数分の新包装資材分に限る。）、新商品PR費、新商品の市販段階における原材料費（販売促進のための一定期間分に限る。）等  ※　原材料費の支援対象は、小売製品の製造又は飲食店の調理等で使用される輸入小麦又はその加工品を、安定的調達が今後可能と見込まれる米、小麦又はその加工品へ切り替えるものに限る。支援期間は、２ヶ月間以内とする。 | （略） |   別表２　補助対象経費の区分   |  |  | | --- | --- | | 別表１の第１のＡの事業で産地との連携のための取組に係るもの | | | 機械・設備費 | 食品製造事業者等が行う別表１の第１のＡのア～エ又はこれらに類する取組のため、生産から出荷までの範囲で産地で使用するもので、本事業のために使用される機械・設備の購入、制作に要する経費  ※１～７　（略） | | 消耗品費～外注費　（略） | |  |  |  | | --- | --- | | 別表１のＡまたはＢの事業で食品製造事業者等の取組に係るもの | | | 機械装置・システム構築費～包装資材費 | （略） | | 原材料費 | 本事業の遂行のため必要な市販段階における販売促進期間の食品 原材料に要する経費  （新設）  ※１　価格が高騰している輸入小麦から国産小麦や米又はこれらの加工品に切り替えた場合であって、開発した新商品を販売する場合の原材料費を補助対象とする。それ以外の輸入食品原材料は補助対象外とする。  ※２　販売促進期間は２ヶ月間とする。  ※３　切り替えに当たっては切り替えた差分のみ補助対象とする。切り替える量に補助要件はないが、切り替えではなく単純に 食品 原材料を追加する場合、また、輸入食品原材料の使用量減少分を超える国産食品原材料の増加分は「切り替えた差分」に当たらないため、補助対象としない。 |   補助対象にならない経費　（略）  別記様式第1号　（略）  別記様式第２号  課題提案書  年　月　日  株式会社日本能率協会コンサルティング  代表取締役　社長  小澤　勇夫　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名  下記のとおり事業を実施したいので、関係書類を添えて提出します。  記  １～３　（略）  ４（１）～（５）　（略）  ●該当事業者のみ  　（６）食品原材料調達安定化対策事業実施規程第５の（１）の特認団体に該当する場合は、別記様式第１号「特認団体承認申請書」  別記様式第２号　別添１  事業計画書  事業実施主体の概要～事業の委託　（略）  １～４　（略）  ５　加点項目  以下、加点項目に該当があれば、該当箇所をチェック☑してください。  ①　（略）  ②　原材料切り替え又は国産原材料の取扱量の増加（取組Ａ・Ｂ）   |  |  | | --- | --- | | ア　農林漁業者との契約など連携することとなっている | チェック　□ | | イ　１次加工業者の取組である | チェック　□ | | ウ　中小企業が共同利用できる国産農産物を洗浄、加工、保管する設備の導入である | チェック　□ | | エ　製粉・製麺メーカー等においては、乾燥設備の導入である | チェック　□ | | 上記ア～エの項目について、チェックした理由等をそれぞれ具体的に以下に記載ください。  （新設）  （ア　・・・・　　イ　・・・・　等） | |   ③　（略）  ６　（略）  別記様式第２号　別添２　（略）  別記様式第２号　別添３  令和５年度　食品原材料調達リスク軽減対策事業  価格要件確認書  【注意事項】　（略）   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | （略） | 材料調達価格 | | | | | | （略） | | 過去、平成30年度～令和５年度の間の連続する任意の３年間の平均調達価格（円） | | | 直近３か月の  平均調達価格（円） | | | | 年度  ※連続する３年間で入力 | 税抜金額（円）  ※値のみを入力「円」は不要 | 平均調達価格（税抜・円）  ※自動計算 | 対象期間 | 税抜金額（円）  ※値のみを入力「円」は不要 | 平均調達価格（税抜・円）  ※自動計算 | | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |   別記様式第２号　別添４～別添６　（略）  別記様式第３号～第12号　（略） |

　　附　則

　この実施規程は、総括審議官の承認のあった日（令和６年●月●日）から施行する。